

茨城県中央環境衛生組合職員の職の設置に関する規則

令和6年4月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、茨城県中央環境衛生組合定数条例(令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第10号)第1条に規定する職員の職名に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の職)

第2条 職員の職名は、事務局長、事務局長補佐及び係長とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。